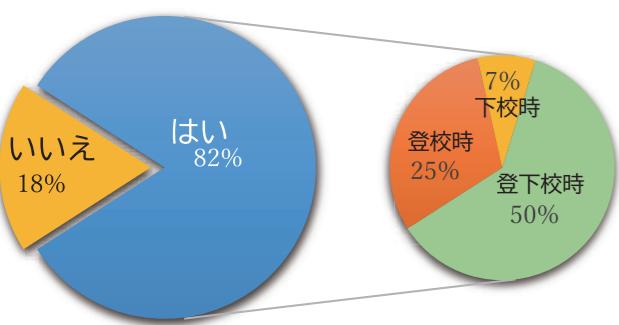


子どもの見守りに関する アンケート調査結果(一部抜粋)

調査時期…令和3年9月
調査対象…当連合会加入の公私立小学校および小中学校 PTA(44 団体)
回答率…100%

- Q1. 登下校の見守りを、PTA活動として行っているか
Q2. Q1で『はい』と答えた方は、どの時間帯に活動しているか



- Q4. PTA以外の通期などで見守り活動があるか。それはどのような活動か?

ある 95% ない 5%

活動の具体例

- 地域に見守りの団体があり、PTA会長・副会長はその団体の理事
- 地域の見守りグループに保護者も参加している
- 地域の防災防犯協議会による登下校の見守りや青バト・自転車でのパトロール
- 各町の自治会長が月2回見守りをしている。地域のボランティアさんも定期的に見守り活動
- 地域の協力で新学期始めの5日間とワのつく日の下校時に見守り
- 民生委員さんが毎朝自治会単位で活動してくださっている
- 地域の方がシフト制で登下校の見守りをしてくださっている
- スクールガードさんが登下校時に旗を持って立ってくださる
- 保護者の見守りはないが登校の時間帯に交通量の多い信号に先生が立ち誘導(私立)

Q5. 見守り活動の現状について、感じている課題(33校回答)

- 仕事の都合などで参加できない人が増えている。また、交通量の多い場所での活動を主にしているが、自分の子どもが通らない場所になる人から不満の声がある
- 各自集団登校班の集合場所近くで立哨するため人数のバラツキがある。任意のためか見守り活動の重要性があまり伝わっておらず、当番表に名前はあるが立哨していない場所もある
- 担当日は決めているが強制ではない。今年導入したばかりのため日によって見守りの人数に差が生じる。下校指導を低学年の下校時刻に設定しているので、6時間授業の学年に対応できていない
- 以前は学年別に日時を指定して見守りをお願いし、見守った感想のアンケートをとっていたがアンケートの提出率が悪く、共働きが増えた日に見守りができなくなったり負担に感じたりするという意見があがっていた
- 無理のない範囲でお願いをしている。立哨ポイントに誰かがいるだけで安心感があるが年々立哨する人が減っている。見守り活動を積極的にすると全くしない人があり仕方がないことだと考えているが、それは思わない人からの苦情があり返答に困る。
- アンケートの希望になるべく沿うようにしている。強制ではないということを伝えている
- 任意参加をやめて年間で当番を決めるとか低学年は親の付き添いをお願いするなど案はあるが、実際に取組はしていない。他校の取組も参考にしたい
- 今年度から強制的な役割分担がないように『できるときできる人が動く』体制に変えている。今は週1回だが、少しずつでも増やしていくように能動的な動きが根付くよう、学校ホームページやさくら連絡網で声掛けする
- 見守りそのものをなくすより、通常都合のつくときに任意でお願いする形にし、アンケートも廃止して気付いたことがあれば知らせてもらう形に変えた
- 手紙や実行委員会だよりで無理のない範囲で構わないといいう説明を毎回出している。立哨ポイントに限らず、下校時刻に子どもたちを気にかけていただくようお願いしている

Q6. Q5 の課題に対する改善策や取組



地域もご高齢の方が増えてきた…
保護者のほとんどが仕事をもっているし…

今どきの 子どもの見守り事情

奈良市の通学路の安全対策は?

…奈良市通学路交通安全プログラム…

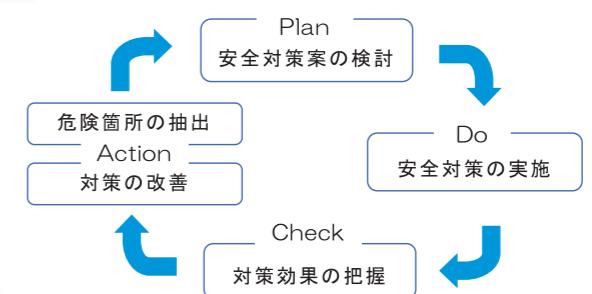
《取組方針》

奈良市の小学校を A B C D の 4 ブロックに分け、毎年度 2 ブロックずつ関係機関と合同点検を実施し、対策を決定します。
対策については原則点検年度の翌年度以降に順次実施していきます。

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷するという事故が相次いで発生したことから、奈良市では平成 24 年 7 月に各小学校の通学路について緊急合同点検を実施し、33 小学校区 232 か所の危険箇所を確認し、必要な対策内容を検討し順次対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため平成 26 年 11 月 20 日付けで『奈良市通学路安全推進協議会』を設置し、協議会において『奈良市通学路交通安全プログラム』を策定しました。プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

【通学路の安全確保のための PDCA サイクル】



《通学路の安全対策のための事務手続きの流れ》(令和 3 年度)

- 各小学校による通学路危険箇所の抽出(1~2月頃)
 - 小学校は、PTA、地域などと協力して通学路の危険箇所の抽出を行う。
 - 小学校は、危険箇所の対策要望を事務局に提出する。
- 抽出された危険箇所の情報共有、点検箇所設定(3月頃)
 - 各学校から抽出された危険箇所及び希望の対策案に関する書類を協議会構成機関へ送付し、情報共有を図るとともに意見を伺い、点検箇所を設定する。
- 合同点検の実施と対策案の検討・調整(4~6月頃)
 - 小学校は、学校職員、PTA、地域と協議会構成機関のメンバーで危険箇所の点検を実施する。
 - 点検を実施した危険箇所の対策案を検討し、実施に向けての調整を行う。
- 通学路推進協議会の開催(9月頃)
 - 当該年度の合同点検による対策案の決定・確認を行う。
 - これまでの対策実施箇所の進捗を報告する。
- 対策内容の共有(12月頃)
 - 事務局は、通学路推進協議会において決定された対策が記された合同点検記録を各小学校へ送付し、各小学校は PTA、地域に送付し対策内容等を共有する。
- 各機関での対策の実施(点検年度の翌年度以降)
 - 検討を行った対策案を実施する。(原則、点検年度の翌年度から実施。)
 - 事務局は対策実施状況を各関係機関と連携して確認を行う。

*詳しくは奈良市教育委員会ホームページにてご覧ください。

奈良市通学路交通安全プログラム各校の点検結果もご覧になれます。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kyouiku/9064.html>

